

令和6年1月19日

令和6年度の恩給改定

令和6年度の恩給年額は、2.7%の引上げとなります。

～恩給年額は、24年ぶりの引上げ（ベースアップ）となります。～

本日、厚生労働省から、令和6年度の年金額改定（令和6年度の国民年金改定率）が公表されました。

これを踏まえ、恩給年額は、法律の規定に基づき、2.7%の引上げとなります。
各種恩給年額等については、別紙を御覧ください。

【連絡先】

総務省政策統括官（恩給担当）付恩給管理官室
担当：宅島補佐、水元補佐、御所窪主査
電話：03-5273-1306（直通）

各種恩給年額

恩給の種類	令和5年度額	令和6年度額	改定額
普通恩給の最低保障額	(円)	(円)	(円)
長期在職者※1	1,132,700	1,163,300	30,600
短期在職者※1	（実在職年9年以上）	849,500	22,900
	（実在職年6年以上9年未満）	679,600	18,300
	（実在職年6年未満）	568,400	15,300
普通扶助料の最低保障額			
長期在職者	792,000	813,400	21,400
短期在職者	（実在職年9年以上）	594,000	16,000
	（実在職年6年以上9年未満）	475,200	12,800
	（実在職年6年未満）	404,800	10,900
公務扶助料の最低保障額	1,814,000	1,863,000	49,000
増加非公死扶助料及び 特例扶助料の最低保障額	1,420,700	1,459,100	38,400
傷病者遺族特別年金			
傷病年金及び第1款症以上の特例傷病恩給からの転給	404,800	415,700	10,900
第2款症以下の特例傷病恩給からの転給	303,600	311,800	8,200
増加恩給	第1項症の金額にその7/10 以内の金額を加えた額	第1項症の金額にその7/10 以内の金額を加えた額	—
特別項症			
第1項症	5,723,000	5,877,500	154,500
第2項症	4,769,000	4,897,800	128,800
第3項症	3,927,000	4,033,000	106,000
第4項症	3,108,000	3,191,900	83,900
第5項症	2,514,000	2,581,900	67,900
第6項症	2,033,000	2,087,900	54,900
第7項症	1,853,000	1,903,000	50,000
傷病年金			
第1款症	1,686,000	1,731,500	45,500
第2款症	1,352,000	1,388,500	36,500
第3款症	1,089,000	1,118,400	29,400
第4款症	961,000	986,900	25,900
特例傷病恩給	第1項症の金額にその7/10 以内の金額を加えた額	第1項症の金額にその7/10 以内の金額を加えた額	—
特別項症			
第1項症	4,363,000	4,480,800	117,800
第2項症	3,639,000	3,737,300	98,300
第3項症	3,007,500	3,088,700	81,200
第4項症	2,383,900	2,448,300	64,400
第5項症	1,938,700	1,991,000	52,300
第6項症	1,571,100	1,613,500	42,400
第1款症	1,428,200	1,466,800	38,600
第2款症	1,299,800	1,334,900	35,100
第3款症	1,045,100	1,073,300	28,200
第4款症	844,600	867,400	22,800
第5款症	743,000	763,100	20,100

※1：長期在職者とは実在職年の年数が最短恩給年限以上の者を、短期在職者とは実在職年の年数が最短恩給年限未満の者を、それぞれ指す。

加給・加算額

加給・加算の種類	令和5年度額	令和6年度額	改定額
特別加給			
特別項症	270,000	277,300	7,300
第1項症及び第2項症	210,000	215,700	5,700
扶養加給			
妻	193,200	198,400	5,200
妻以外の扶養家族2人目まで	72,000	73,900	1,900
妻以外の3人目以降	36,000	37,000	1,000
妻がいない場合の扶養家族1人目	132,000	135,600	3,600
扶養遺族加給			
扶養遺族2人目まで	72,000	73,900	1,900
扶養遺族3人目以降	36,000	37,000	1,000
寡婦加算※2			
子1人を有する妻	152,800	156,400	3,600
子2人以上を有する妻	267,500	273,900	6,400
60歳以上の妻	152,800	156,000	3,200
遺族加算※2	152,800	156,000	3,200

※2：寡婦加算及び遺族加算の額は、法律の規定により厚生年金の寡婦加算と同額とされている。

【恩給年額の改定ルール】

恩給年額は、毎年度、国民年金の改定率により改定されます。ただし、国民年金が引き下げられる場合であっても、恩給は国家補償の性格を尊重する趣旨から引き下げない仕組みとなっています。

○ 令和6年度の恩給年額

(令和6年度の恩給年額)

$$= (\text{平成19年当時の恩給年額}) \times (\text{令和6年度の恩給改定率} : 1.027)$$

○ 令和6年度の恩給改定率^{※1}

(令和6年度の恩給改定率 : 1.027)

$$= (\text{令和5年度の恩給改定率} : 1.000) \times [(\text{令和6年度の国民年金改定率}^{\text{※2}} : 1.042) \\ \div (\text{直近の恩給改定率引上げ年度}^{\text{※3}} \text{の国民年金改定率} : 1.015)]$$

※1 令和6年度の恩給改定率は、令和5年度中に政令で定める予定です。

※2 恩給改定率の改定の基準となる国民年金改定率は、国民年金法に規定される既裁定者(68歳以上の方)に係るものとなっています。

※3 直近の恩給改定率引上げ年度は、令和5年度です。